

第100号議案

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年11月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

施設の使用料の額を改定するとともに、令和6年7月1日から当分の間のスポーツ施設に係る使用料の額の特例措置を定める必要がある。

中野区区民活動センター条例の一部を改正する条例

中野区区民活動センター条例（平成23年中野区条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第8条 令和6年7月1日から当分の間、別表第4の規定の適用については、同表中「300円」とあるのは、「200円」とする。

別表第2中野区南中野区民活動センターの項中「600円」を「500円」に、「800円」を「600円」に、「400円」を「300円」に、「500円」を「400円」に、「300円」を「200円」に、「2,200円」を「1,700円」に、「3,000円」を「2,300円」に改め、同表中野区弥生区民活動センターの項中「400円」を「300円」に、「600円」及び「700円」を「500円」に、「300円」を「200円」に改め、同表中野区東部区民活動センターの項中「300円」を「200円」に、「600円」及び「700円」を「500円」に改め、同表中野区鍋横区民活動センターの項中「1,400円」を「1,100円」に、「1,700円」を「1,300円」に、「600円」を「500円」に、「700円」を「500円」に、「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に改め、同表中野区鍋横区民活動センター分室の項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に改め、同表中野区桃園区民活動センターの項中「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に、「900円」を「700円」に、「1,500円」を「1,100円」に改め、同表中野区昭和区民活動センターの項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「700円」を「500円」に、「900円」を

「700円」に改め、同表中野区東中野区民活動センターの項中「500円」を「400円」に、「700円」を「500円」に、「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に、「900円」を「700円」に、「1,200円」を「900円」に、「1,400円」を「1,100円」に、「1,900円」を「1,400円」に改め、同表中野区上高田区民活動センターの項中「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に、「300円」を「200円」に改め、同表中野区新井区民活動センターの項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に改め、同表中野区江古田区民活動センターの項中「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に、「300円」を「200円」に、「700円」を「500円」に改め、同表中野区沼袋区民活動センターの項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に、「800円」を「600円」に、「700円」を「500円」に、「900円」を「700円」に、「1,300円」を「1,000円」に、「1,600円」を「1,200円」に改め、同表中野区野方区民活動センターの項中「600円」を「500円」に、「400円」を「300円」に、「300円」を「200円」に、「900円」を「700円」に、「1,500円」を「1,100円」に、「700円」を「500円」に改め、同表中野区野方区民活動センター分室の項中「300円」を「200円」に改め、同表中野区大和区民活動センターの項中「600円」を「500円」に、「400円」を「300円」に改め、同表中野区鷺宮区民活動センターの項中「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「1,400円」を「1,1

00円」に、「1,900円」を「1,400円」に、「600円」を「500円」に改め、同表中野区鷺宮区民活動センター分室の項中「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に改め、同表中野区上鷺宮区民活動センターの項中「600円」及び「700円」を「500円」に、「400円」を「300円」に、「300円」を「200円」に改め、同表中野区上鷺宮区民活動センター分室の項中「700円」を「500円」に、「900円」を「700円」に、「300円」を「200円」に、「400円」を「300円」に、「600円」を「500円」に改める。

別表第3中「1,400円」を「1,100円」に、「600円」を「500円」に、「1,500円」を「1,100円」に、「2,400円」を「1,800円」に、「2,700円」を「2,100円」に、「900円」を「700円」に改める。

別表第4中「400円」を「300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に中野区区民活動センター条例別表第2に掲げる施設（中野区南中野区民活動センターの洋室四の午前9時から正午までの使用、和室二の午前9時から正午までの使用及び和洋室の午前9時から正午までの使用、中野区弥生区民活動センターの洋室一の使用、和室一の午前9時から正午までの使用、和室四の午前9時から正午までの使用及び調理室の午前9時から正午までの使用、中野区東部区民活動センターの洋室一の午前9時から正午までの使用、中

野区昭和区民活動センターの和室二の午前9時から正午までの使用、中野区上高田区民活動センターの和室一の午前9時から正午までの使用、中野区新井区民活動センターの洋室一の午前9時から正午までの使用、和室一の使用、和室二の使用、和室三の使用、和室四の使用及び調理室の午前9時から正午までの使用、中野区江古田区民活動センターの和室一の午前9時から正午までの使用及び和室三の午前9時から正午までの使用、中野区野方区民活動センターの和室二の午前9時から正午までの使用、和室三の午前9時から正午までの使用及び音楽室二の使用、中野区野方区民活動センター分室の和室の午前9時から正午までの使用及び洋室の午前9時から正午までの使用、中野区大和区民活動センターの和室一の使用、和室二の使用、和室三の使用及び和室四の使用並びに中野区鷺宮区民活動センターの和室一の午前9時から正午までの使用を除く。)及び同条例別表第3に掲げる施設について施行日以後に係る使用の承認を行う場合の使用料については、改正後の別表第2(中野区南中野区民活動センターの項の洋室四の午前9時から正午まで、和室二の午前9時から正午まで及び和洋室の午前9時から正午まで、中野区弥生区民活動センターの項の洋室一、和室一の午前9時から正午まで、和室四の午前9時から正午まで及び調理室の午前9時から正午まで、中野区東部区民活動センターの項の洋室一の午前9時から正午まで、中野区昭和区民活動センターの項の和室二の午前9時から正午まで、中野区上高田区民活動センターの項の和室一の午前9時から正午まで、中野区新井区民活動センターの項の洋室一の午前9時から正午まで、和室一、和室二、和室三、和室四及び調理室の午前9時から正午まで、中野区江古田区民活動センターの項の和室一の午前9時から正午まで及び和室三の午前9時から正午まで、中野区野方区民活動センターの項の和室二の午前9時から正午まで、和室三の午前

9時から正午まで及び音楽室二、中野区野方区民活動センター分室の項の和室の午前9時から正午まで及び洋室の午前9時から正午まで、中野区大和区民活動センターの項の和室一、和室二、和室三及び和室四並びに中野区鷺宮区民活動センターの項の和室一の午前9時から正午までに係る規定を除く。)及び別表第3の規定を適用した額とする。

- 3 施行日前に中野区区民活動センター条例別表第4に掲げる施設について改正後の附則第8条に規定する期間に係る使用の承認を行う場合の使用料については、改正後の同表の規定に同条の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。